慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	19世紀フランス社会主義をどう読むか
Sub Title	Sur le socialisme français du XIXe siècle
Author	高草木, 光一(Takakusagi, Koichi)
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	2009
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.102, No.1 (2009. 4) ,p.37- 62
JaLC DOI	10.14991/001.20090401-0037
Abstract	19世紀フランス社会主義を「アソシアシオン」思想として捉え返したときに, 何が問題として現れてくるのかを考察する。序論的にピエール・ルルーの「社会主義」概念を検討した後で, ルイ・ブランが『フランス革命史』等を通して提示した「能力と排除」の問題, ルソーとルイ・ブランの関係の考察から浮かび上がってくる「和解」の問題を論点としてとりあげる。最後に, 19世紀フランス社会主義の「再読」の可能性について言及する。 This study examines the problems that emerge when looking back at the idea of "association" in 19th century French socialism. After considering Pierre Leroux's concept of "socialism" as an introduction, this study raises the issue of "ability and exclusion" exposed in Louis Blanc's "History of the French Revolution" and the problem of "reconciliation" arising from an examination of the relationship between Louis Blanc and Rousseau. Finally, this study discusses the possibility of "rereading" 19th century French socialism.
Notes	小特集 「いのち」の歴史学に向けて : われわれはいまどんな時代に生きているのか
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-20090401-0037

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

19 世紀フランス社会主義をどう読むか
Sur le socialisme français du XIXe siècle

高草木 光一(Koichi Takakusagi)

19 世紀フランス社会主義を「アソシアシオン」思想として捉え返したときに，何が問題として現れてくるのかを考察する。序論的にピエール・ルルーの「社会主義」概念を検討した後で，ルイ・ブランが『フランス革命史』等を通して提示した「能力と排除」の問題，ルソーとルイ・ブランの関係の考察から浮かび上がってくる「和解」の問題を論点としてとりあげる。最後に，19 世紀フランス社会主義の「再読」の可能性について言及する。

Abstract
This study examines the problems that emerge when looking back at the idea of “association” in 19th century French socialism. After considering Pierre Leroux’s concept of “socialism” as an introduction, this study raises the issue of “ability and exclusion” exposed in Louis Blanc’s “History of the French Revolution” and the problem of “reconciliation” arising from an examination of the relationship between Louis Blanc and Rousseau. Finally, this study discusses the possibility of “rereading” 19th century French socialism.

「三田学会雑誌」102 巻 1 号（2009 年 4 月）

19 世紀フランス社会主義をどう読むか *

高草木　光一

要　　旨

19 世紀フランス社会主義を「アソシアシオン」思想として捉え返したときに，何が問題として現れてくるのかを考察する。序論的にピエール・ルルーの「社会主義」概念を検討した後で，ルイ・ブランが『フランス革命史』等を通して提示した「能力と排除」の問題，ルソーとルイ・ブランの関係の考察から浮かび上がってくる「和解」の問題を論点としてとりあげる。最後に，19 世紀フランス社会主義の「再読」の可能性について言及する。

キーワード

社会主義，アソシアシオン，ピエール・ルルー，ルイ・ブラン，ルソー

はじめに

「社会主義」という言葉が色褪せて見えるようになってから既に久しい。ソビエト社会主義共和国連邦の崩壊，東欧革命を経て，アメリカ一極化とグローバリゼーションの時代になると，もはや「社会主義」は失敗に帰した過去の思想・システムとして検討の余地のないものとさえ見なされた。19 世紀から 20 世紀にかけて，ヨーロッパやアジアやラテンアメリカにおいて，人類の夢や希望として語られることもあった「社会主義」は，何とその価値を下落させたことだろう。

ソ連崩壊以前には，社会主義の「現実」と「理念」が対比的に語られることがあった。たとえばスターリニズムに対する批判は，資本主義の側からよりもむしろ「理念」としての社会主義からより強烈に発せられたと言えるかもしれない。その「理念」の中心にあったのは，マルクス（Karl Marx, 1818–83）の膨大な著作群，あるいはその「解釈」である。その周辺にあり，マルクス主義の三源泉

＊　本稿は，2008 年 5 月 25 日，慶應義塾大学三田キャンパスで行なわれた慶應義塾経済学会コンファレンス「いのちの歴史学に向けて——われわれはいまどんな時代に生きているのか」での報告「19 世紀フランス社会主義思想史から『いのち』の歴史学へ」に基づいている。なお，このコンファレンスの成果については，高草木光一編『連続講義 「いのち」から現代世界を考える』（岩波書店，2009 年 6 月刊行予定）の第 4 部も参照。

の一つとしての嵌め込まれた価値,「空想的社会主義」という限定的な価値を長らく与えられていたのが 19 世紀フランス社会主義思想だった。(1)

その 19 世紀フランス社会主義研究の過程のなかで，マルクス主義の媒介を外した思想的自立性の根拠として提示されたのが「アソシアシオン（association)」概念である。(2) 19 世紀中葉のヨーロッパにおいて，フランスを中心に広範な影響力をもった「アソシアシオン」概念に着目したとき，マルクスの思想までが同時代の「アソシアシオン」の潮流の一つとして捉えることができた。(3)「アソシアシオン」概念を通して，19 世紀フランス社会主義は,「空想的社会主義」といった既成の枠組みを超えて,「現実社会主義」に対するオルターナティヴを提示するという実践的な役割までをその射程に入れたのである。

本稿では,「19 世紀フランス社会主義思想」と呼ばれるもののうち，とりわけルイ・ブラン（Louis Blanc，1811–82）の思想を中心的に扱い,「アソシアシオン」思想として捉え返された「社会主義」は何を問題にしていたのか，あるいは何と葛藤していたのかを明らかにすることを課題にしたい。それは,「社会主義」が今なお提起しつづけている問題を今日的課題のなかで改めて考えるということでもある。

I 「社会主義」という言葉——ピエール・ルルーの立脚点

(1) 個人主義と社会主義の間

フランスで最初に「社会主義（socialisme)」という言葉を使用したのはピエール・ルルー（Pierre Leroux，1797–1871）であると言われることが多い。ルルーが「社会主義」という言葉の発明者であるかどうかはともかく，その言葉が使われだした最初期において，ルルーが『百科全書評論』1833 年 10–12 月号（実際の発行は 1834 年半ば）に掲載した論文は,「社会主義」の概念化として十分な重

---

(1) レーニン（Vladimir-Ilyich Lenin，1870–1924）とエンゲルス（Friedrich Engels, 1820–95）の評価を参照。レーニン「マルクス主義の三つの源泉と三つの構成部分」(1913 年),「カール・マルクス（略伝とマルクス主義解説)」(1915 年)，ソ同盟共産党中央委員会付属マルクス＝エンゲルス＝レーニン研究所編（マルクス＝レーニン主義研究所訳)『レーニン全集』大月書店，1956 年，第 19 巻，3–9 頁，1957 年，第 21 巻，31–51 頁。Friedrich Engels, “Die Entwicklung des Sozialismus von der Utopie zur Wissenschaft,” *Karl Marx-Friedrich Engels Werke*, Band 19, Berlin: Dietz, 1962. 大内兵衛訳『空想から科学へ』岩波文庫，1966 年。

(2) わが国における先駆的な研究としては,「社会思想史の窓」刊行会編『アソシアシオンの想像力——初期社会主義への新視角』(平凡社，1989 年）がある。

(3) Koichi Takakusagi, “Louis Blanc, Associationism in France, and Marx,” Hiroshi Uchida (ed.), *Marx for the 21st Century*, London: Routledge, 2006. なお，マルクスの「アソシアシオン」概念に着目した研究としては，田畑稔『マルクスとアソシエーション——マルクス再読の試み』（新泉社，1994 年）等がある。

みをもっている。[4] この論文は，1845 年『社会評論』に再掲された後，1850 年『著作集』に収録されている。論文のタイトルは，『著作集』において最終的に「個人主義と社会主義」と名づけられた。[5] 文字通り，「社会主義」とは何かを正面から扱った論考と言える。

ルルーは，主題である「個人主義と社会主義」について言及するにあたって，その前提となる個人と社会の関係について述べている。

「『自由（*liberté*）』と『社会（*société*）』は，社会科学の二つの等しい極である。社会が個人の結果，全体，集合に過ぎないと言ってはならない。…なぜなら，社会がもはや存在しなければ，各人の個人性は限界がなく，各人の理性は規制をもたないからである。道徳的には，懐疑主義，全般的，絶対的疑念に行き着くし，政治的には悪人による善人の搾取，詐欺師や暴君による人民の搾取に行き着く。」

「しかし，社会がすべてであり個人は何者でもない，とも言ってはならない。つまり社会は個人の前に存在するとか，市民は社会に奉仕する臣民に過ぎない，好むと好まざるとに関わらず，社会の目的に合致するもののなかに自分自身の満足を見いださざるをえない社会の官吏に過ぎないとか言ってはならない。社会を一種の巨大な動物にしたてて，われわれはその分子，部分，構成員である，つまり，ある者はその頭であり，ある者はその胃袋であり，ある者は，足であったり，手であったり，爪であったり，髪であったりすると考えてはならない。…なぜなら，こうした道からは，愚鈍化と専制にしか行き着かないからである。人間精神を導くと称しながら

---

(4)　一般的に，ルルーが「社会主義」という言葉を最初に使用したとされるのは，彼自身の宣伝にもよる。「ピエール・ルルーは，その生涯において絶えず，…社会主義という言葉の発明者であったことを自慢し続けた。彼は，サン−シモン，フーリエ，オウエンが師であり先行者であることを認めたが，自分は第四の人物であり，言葉の発明者であるとした。」（Vincent Peillon, *Pierre Leroux et le socialisme Républicain: Une tradition philosophique*, Latresne: Le bord de l'eau, 2003, p.80.）

なお，「社会主義」という言葉の使用については先行例のあることが指摘されている。cf. Claude Willard, *Socialisme et communisme français*, Paris: Armand Colin, 1978, p.7. Christophe Prochasson, *Les intellectuels et le socialisme, XIXe-XXe siècle,* Paris: Plon, 1997, pp.29–30.

(5)　以下の三つのテキストを参照した。Pierre Leroux, "Cours d'économie politique fait à l'Athénée de Marseille par M. Jules Leroux," *Revue encyclopédique,* vol.60, octobre-décembre 1833.［以下, *R.E.* と略記する。］Pierre Leroux, "De la recherche des biens matériels ou de l'individualisme et du socialisme," *Revue sociale, ou Solution pacifique du problème du prolétariat*, no.2, novembre 1845.［以下，*R.S.* と略記する。］ Pierre Leroux, "De l'individualisme et du socialisme," *Oeuvres de Pierre Leroux (1825–1850)*, 2 vols., Paris, Société typographique, 1850–51, Genève: Slatkine Reprints, 1978, tome I.［以下，*O.P.L.* と略記する。］最近編まれたルルー撰文集にもこの論文は収録されている。*Anthologie de Pierre Leroux: Inventeur du socialisme*, présentation de Bruno Viard, Latresne: Le bord de l'eau, 2007. 部分訳（工藤光一訳）が，歴史学研究会編『世界史史料 6　ヨーロッパ近代社会の形成から帝国主義へ』（岩波書店，2007 年）に収録されている（160–161 頁）。このルルー論文に関する研究として，次を参照。松田昇「ピエール・ルルーの『個人主義と社会主義』論」『大阪産業大学論集　社会科学編』59 号，1983 年。

も，それを停止させ，動かなくさせることになる。[6]」

自立的な個人から出発し，社会を架空のものと見なす「社会唯名論」とも，社会全体から出発し，諸個人をその有機的な部分としか見なさない「社会有機体論」とも異なるものとして，個人と社会の関係は構築されなければならないという強い意志がルルーには前提としてあった。「社会」の認識がなければ，個人の「自由」は暴走して，弱者が食い物にされ，「自由」の認識がなければ，「社会」は専制化して，進歩は止まってしまう。「個人主義」は「自由」という極に立つシステムであり，「社会主義」は「社会」という極に立つシステムである。ルルーにとって問題となっているのは，現在の思想潮流が「自由主義」と「社会主義」という「極」の思想に分裂し，その二極に収斂していることにある。

一方の「自由主義」は，最小政府，夜警国家を主張し，諸個人が「絶対的で独立的な主権者」となる。「各人は各人の下に，各人は各人のために」がそのスローガンである。これが結果として少数者への富の独占を招くことは疑いえない。実際に，「自由主義」体制が招いているのは，「3000 万人中 2500 万人の不条理で恥辱的な奴隷状態」というフランスの現状である。

しかし，この「自由主義」に対抗する「社会主義」は，「絶対的で統制を受けない主権者」を「取るに足らない従属する臣民」に変えようとしている。そこでは，「社会全体をその腹のなかに包含してしまう水蛇」である強力な政府が，「専制を家族と名づける」ような欺瞞が横行する。「社会主義の擁護者は，組織の時代（une époque organique）と呼ぶものに勇敢に歩み，組織化（l'organisation）と名づけるものの下にいかにしてあらゆる自由と自発性を埋葬するかを見いだそうと全力を尽くす。[7]」

自由主義が自由を実現できず，社会主義が協同性を実現できないというパラドックスがそこにある。ルルーは，そのようなフランスの現況をギリシア神話の英雄オデュッセウス（Ulysse, Odusseus）の苦難の航海に準えて，「われわれはカリュブディス（Charybde）とスキュラ（Scylla）の間にいる[8]」と言う。ふたつとも海の怪物であり，オデュッセウスは両者を同時に警戒しながら，「隘路」を 突き進まなければならなかった。つまり，「個人主義」と「社会主義」という怪物に呑み込まれることなく第三の道を見いだすこと，これがルルーの思想的課題として設定されたのである。

(2) ルルーとサン−シモン主義

ルルーの「個人主義」が指し示すのは，イギリスの自由主義思想であり，フランスではバンジャマン・コンスタン（Benjamin Constin，1767–1830）がその代表と見なしうる。[9] しかし，いっぽう

---

(6) *R.E.*, 105–106.
(7) *R.E.*, 107.
(8) *R.E.*, 108.
(9) Agnès Antoine, *L'impensé de la démocratie: Tocqueville, la citoyenneté et la religion*, Paris: Fayard, 2003, p.119.

の「社会主義」に対する評価は，おそらく奇異に映るはずである。ルルーは19世紀フランス社会主義の代表的な人物であり，そのルルーが「個人主義」と並んで「社会主義」を否定され，排されるべき思想としているからである。

実は，この論考は，初出の『百科全書評論』と再録された『社会評論』『著作集』では，重要な書き換えが存在する。『百科全書評論』で「社会主義（socialisme）」と表記されていた箇所の多くは，『社会評論』『著作集』では「絶対的社会主義（socialisme absolu）」と置き換えられている。つまり，「自由主義」と並んで排除されるべき「極論」は，「社会主義」ではなく「絶対的社会主義」となったわけである。1830年代と1840，1850年代では「社会主義」の意味が変容してきたことをルルーは指摘する。つまり，いまや「社会変革に専心するすべての思想家」，「個人主義を批判し，非難するすべての思想家」等が社会主義者と呼ばれるようになった。「まさに，絶対的社会主義とずっと闘ってきたわれわれ自身が，今日社会主義と呼ばれる[(10)]」という皮肉な状況を語っている。

1848年革命を経て，たとえば「共和主義者（républicain）」という名称も，大きな変容を遂げた。七月王政期（1830–1848年）における「共和主義者」は政治勢力としてはきわめて弱体だったが，二月革命で共和政が宣言されるやいなや，「事後の共和主義者（les républicains du lendemain）」が大量に出現することになる[(11)]。1852年，革命家オーギュスト・ブランキ（Louis-Auguste Blanqui，1805–1881）が獄中から送った手紙には，次のように書かれている。「君は革命的共和主義者であると宣言している。調子の良い言葉に満足して，だまされたりしないよう注意したまえ。この革命的共和主義者というタイトルこそ，革命的でもなく，たぶん共和主義でさえもない，革命と共和政の二つながらを裏切り，破滅させた人間の好んで使いたがるものなのだ。彼らはそのタイトルを社会主義者というタイトルとまったく相反するものとして使っている。現在，彼らは社会主義者というタイトルを追放しているが，かつて人民の趨勢が社会主義を目指していて，社会主義がまさに勝利を収めんとしているとみるや，たちまちこの社会主義者というタイトルを被って偽装してはばからなかったのだ[(12)]。」

「民主主義（démocratie）」という言葉までもが，とりわけ二月革命以後普遍化することで，思想の内実が薄められ，あるいは奪われていった。革命家ブランキの対極にあった文人政治家ギゾー（François

---

（10） *R.S.*, 21. *O.P.L.*, tome I, p.376.

（11） 中木康夫『フランス政治史』上，未來社，1975年，98–99頁。

（12） Louis-Auguste Blanqui, “Lettre à Maillard (6 juin 1852), “*Oeuvres complètes*, tome I, *Ecrits sur la Révolution, textes politiques et lettres de prison*, introduction, présentation, notes et commentaires par A. Münster, Paris: Editions Galilée, 1977, p.354. 加藤晴康訳「マイヤールへの手紙」，ブランキ（加藤晴康編訳）『革命論集』彩流社，1991年，110–111頁。ブランキについては，以下を参照。高草木光一「オーギュスト・ブランキにおける革命の主体——『デクラセ』概念の再検討」『三田学会雑誌』77巻4号，1984年。高草木光一「ブランキ——政治革命と総合的アソシアシオン」，「社会思想史の窓」刊行会編，前掲書，所収。

Guizot，1787–1874）は，「今日，カオスは民主主義という言葉の下に隠れている。／それは，至高の普遍的な言葉である。すべての党派がその加護を祈り，それをお守りとして身につけることを望んでいる」[13]と述べ，王党派から社会主義者，共産主義者までが「民主主義」を旗印に掲げる異様な思想状況を検討している。

政治的状況の変化に応じて，「社会主義」をはじめとする言葉もまた揺れ動いていくが，では，ルルーが「社会の誇張」たる「極論」とした「社会主義」は，具体的に何を指すのだろうか。ルルーと「社会主義」の接点は，サン－シモン主義に見いだすことができる。

ルルーは，1820 年代に『グローブ（*Globe*）』を拠点にジャーナリストとして活躍していたが，サン－シモン主義に接近し，『グローブ』は 1831 年 1 月より「サン－シモン学説の機関紙」となった[14]。しかし，当時のサン－シモン主義教団は，アンファンタン（Barthélemy-Prosper Enfantin，1796–1864）の「女性論」をめぐって既に 1829 年 12 月ビュシェ（Philippe-Joseph-Benjamin Buchez，1796–1866）の離反を招き，また二大教父として君臨していたアンファンタンとバザール（Saint-Amand Bazard，1791–1832）との間で，再び前者の「女性論」をめぐって深刻な対立が浮彫りにされていった[15]。バザール，ロドリーグ（Olindes Rodrigues，1795–1851）の離反に前後して，ルルーやレイノー（Jean Reynaud，1806–1863）はサン－シモン主義教団から離脱していく。サン－シモン主義教団が刊行した集会議事録のなかに，1831 年 11 月 19 日の集会でルルーが離教する際のやりとりが収録されている。

> アンファンタン「女性は男性と対等であり，対等になるだろう，とわれわれは言った。女性は今日奴隷である。奴隷を解放しなければならないのは，その主人である。われわれとは別のところで構想されうる離婚は，男性と女性の平等を目的としてもっておらず，キリスト教法に

（13） François Guizot, *De la démocratie en France (janvier 1849)*, Paris: Victor Masson, 1849, p.9. cf. Pierre Rosanvallon, “L’histoire du mot démocratie à époque moderne,”Marcel Gauchet, Pierre Manent, Pierre Rosanvallon (sous la direction de), *La pensée politique 1, Situations de la démocratie*, Paris: Gallimard, Seuil, 1993, pp.11–29.

（14） H. J. Hunt, *Le socialisme et le romantisme en France: Etude de la presse socialiste de 1830 à 1848*, Oxford: At the Clarendon Press, 1935, pp.37–49. Jean-Jacques Goblot, *Le Globe, 1824–1830: documents pour servir à l’histoire de la presse littéraire*, Paris: Honoré Champion, 1993, pp.107–110.

（15） サン－シモン主義における「女性論」をめぐる対立については，以下を参照。Olindes Rodligues, *Le disciple de Saint-Simon, aux Saint-Simoniens et au public*, Paris: Everat, [1832]. Marguerite Thibert, *La feminisme dans le socialisme français de 1830 à 1850*, Paris: M. Giard, 1926. Maria Teresa Bulciolu, *L’école saint-simonienne et la femme: Notes et documents pour une histoire du rôle de la femme dans la société saint-simonienne: 1828–1833*, Pisa: Goliardica, 1980. Sebastian Charlety, *Histoire du saint-simonisme (1825–1864)*, Paris: P. Hartmann, 1931. 沢崎浩平・小杉隆芳訳『サン＝シモン主義の歴史 1825–1864』法政大学出版局，1986 年。

対する否定的価値，したがって，…破壊的価値，批判的価値しかもっていない。逆に，われわれは，これまで提示してきたすべての政治的あるいは哲学的理論においてそうであったように，離婚に関する主張において組織者的な性格をもつ。…男女の平等の観点から離婚を確立するにあたって，われわれは，悪く形成された関係の解消を望むだけではなく，同時に新たな関係を用意するだろう。[16]」

ピエール・ルルー「私は，これまで大部分のサン－シモン主義者に秘密なままだったこの学説を共有できないと宣言しなければならない。新しい時代を特徴づけるのは，あらゆる秘密の学説の廃絶であり，すべての問題を全員の前で公にすることである。これまで，あなたは生きた法をもっていたし，心の底にもっている学説のお蔭で人間を支配してきた。その学説が知られるときだ。あなたはそれを解説しはじめ，全員がそれを検討するよう招集された。われわれは自由の時代にいま入らなければならないと思うし，そこではわれわれはただひとりの人間の教育に従う前に，検討しなければならない。私はあなたの権威をもはや認めないし，あなたの共同体（communion）から退くことを宣言し，私は新しい思想を自分で検討することにしたい。[17]」

たとえばビュシェにとって，サン－シモン教団からの離脱がサン－シモン（Claude-Henri de Saine-Simon, 1760–1825）の思想との決別ではなく，その独自の深化，探求を意味していたように，[18] ルルーやレイノーの場合もサン－シモンの思想の否定を意味するものではなかった。[19] 問題は，アンファンタンの「女性論」の内実よりも，むしろ，アンファンタン主導のサン－シモン主義教団の性格にあるだろう。「私は新しい思想を自分で検討することにしたい」という訣別の辞は，まさに「絶対的社会主義」の問題点を衝いている。「絶対的社会主義」においては「人間は，もはや自由で自発的な存在ではない。自分自身の意志に反して従属する道具，すなわち，幻惑され，影が体について行くように，社会的行為に機械的に反応する道具である[20]」と ルルーは言明している。

（16） *Religion saint-simonienne: Réunion générale de la famille: Séance du samedi 19 novembre*, Paris: Everat, [1831], pp.12–13.

（17） *Ibid.*, p.31.

（18） Jean Walch, “Qu’est-ce que le saint-simonisme? : Vues actuelles sur le saint-simonisme du XIXe siècle,” *Economies et sociétés,* tome IV, no.4, 1970, 623. Armand Cuvillier, *Hommes et idéologies de 1840*, préface de Georges Bourgin, Paris: Marcel Rivière, pp.9–49. François-André Isambert, *Politique, religion et science de l’homme chez Philippe Buchez (1796–1865)*, Paris: Cujas, 1967, pp.31–40.

（19） cf. Peillon, *op.cit.*, p.76.

（20） R.E., 107.

(3)「社会主義」と「絶対的社会主義」の間

ルルーとレイノーがサン－シモン教団を離れた後に行なった一大事業が『新百科全書』[21]の編集，出版であることはよく知られている。これこそ，サン－シモンが構想し，ついに果たすことのできなかったことである。

サン－シモンが 19 世紀版の『百科全書』が必要と主張したのは，単にディドロ（Denis Diderot, 1713–84），ダランベール（Jean le Rond d'Alembert, 1717–83）の『百科全書』の刷新を目指したからではなかった。彼の独自の歴史観においては，18 世紀思想は「破壊」の精神に依っている。19 世紀には，組織化，総合の精神が求められた。『新百科全書』は，18 世紀の『百科全書』とは根本的に異なるものとして構想されたのである[22]。ルルーとレイノーの事業は，まさに師サン－シモンの意思を引き継ぐものだったと言える。しかし，「絶対的社会主義」に対抗する「社会主義」という自己規定には，実は師サン－シモンへの批判も原理的に含意されているように思われる。

「社会主義によって，『自由，友愛，平等，統一（*Liberté*, *Fraternité*, *Egalité*, *Unité*）』という公式のどれをも犠牲にせず，すべてを和解させる学説を意味するのならば，われわれは社会主義者である[23]。」これは，フランス革命の原理に立ち返って，そのうえでの諸原理の「和解」としての社会主義を志向するものだろう。フランス革命によって定立した「共和主義」の基礎の上に社会主義の調和的発展を試みるという発想は，サン－シモン主義者はもとより，サン－シモンにもなじまないと言ってよい。サン－シモンにとって，フランス革命は古い「組織」の批判としての意義はあっても，新たな「組織」化への基礎とはなりえない。サン－シモンの思想全体が共和主義の系譜の上には乗っていないのである。サン－シモンにおいても，さらにはフーリエ（Charles Fourier, 1772–1837）においても，その新しい思想の特徴は，むしろ共和主義の系譜から逃れ，政治から独立した社会の領域での全面的な改革の提示にあったと言える。

---

(21) P. Leroux, J. Reynaud (sous la direction de), *Encyclopédie nouvelle: Dictionnaire philosophique, scientifique, littéraire, et industriel, offrant le tableau des connaissances humains au XIXe siècle*, par une société savants et littérateurs, 8 vols., Paris: C. Gosselin, 1839–1841.

(22) cf. Saint-Simon, "Esquisse d'une nouvelle encyclopédie, ou Introduction à la philosophie du dix-neuvième siècle," *Oeuvres de Saint-Simon*, Paris: Editions Anthoropos, tome I-A, pp.89–96. 森博訳「新百科全書素描」，森博編訳『サン－シモン著作集』恒星社厚生閣，1987 年，第 1 巻，205–211 頁。Saint-Simon, "Mémoire sur l'Encyclopédie," *Oeuvres*, tome I-A, pp.147–149. 森博訳「百科全書についての覚書」『サン－シモン著作集』第 1 巻，213–215 頁。Saint-Simon, "Nouvelle Encyclopédie," *Oeuvres*, tome I-A, pp.96–101. 森博訳「新百科全書」『サン－シモン著作集』第 1 巻，217–231 頁。Saint-Simon, "Projets d'Encyclopédie," *Oeuvres,* tome VI, pp.279–315. 森博訳「百科全書の計画——第二趣意書（一八一〇年，草稿）」『サン－シモン著作集』第 1 巻，233–265 頁。なお，サン－シモンの思想については，高草木光一「サン－シモン——『産業主義』への隘路」，大田一廣編『社会主義と経済学』＜経済思想 6 ＞日本経済評論社，2005 年，参照。

(23) *R.S.*, 21. *O.P.L.*, tome I, p.376.

これに対して，ルルーは，個人主義と社会主義の間の隘路を抜け出ようとして挫折した試みの例としてロベスピエール（Maximilien Robespierre，1758–94）を挙げる。「ロベスピエールの権利宣言をとってみたまえ。すべての人間の平等という観点から社会の原理が最も精力的かつ最も絶対的なやり方で定式化されているのがわかるだろう。しかし，その二行上には，同じように最も精力的で最も絶対的なやり方で各人の個人性の原理が定式化されている。ともに祭壇の上に備えられた二つの原理を統合するもの，調和させるものは何もない。[24]」

1793 年 4 月に国民公会に提出された「ロベスピエール人権宣言私案」は，1789 年 8 月に憲法制定議会で採択された「人および市民の権利宣言」に比較して，たしかに平等の観点から「社会の原理」が強く打ち出されている。とりわけ，第 7 条の所有権の制限や第 11 条の「生存の必要物を欠く者にとって不可欠な扶助は，剰余物を所有する者の債務である」という規定は，1789 年の「人権宣言」にない「社会権」にまで踏み込んだものである。しかし，1789 年の「人権宣言」がその基本的な雛型になっているために，「個人性の原理」もまた一つの基調をなしている。[25] この二つの原理をつなぐ論理がないことに対して，ルルーは批判の矢を向けるが，しかし，フランス革命のなかに，一方の極に偏しない，二つの原理の提示を見ている点が重要である。ロベスピエールは失脚したとはいえ，フランス革命のさなかに「和解」の方向性は示されている。19 世紀の課題はその「和解」を具体化させる方策を提示することにあった。

その「和解」のための哲学的基礎を提示したのが，ルルーのこの論文の眼目である。「個人主義」と「絶対的社会主義」の狭間に立って，ルルーは「われわれは，個体性，個性，自由の存在を信じるが，同じように社会の存在も信じる。[26]」と言う。諸個人を独立した原子として捉え，社会をその単なる集合体と見なす要素還元主義的な発想は，諸個人にビルトインされた関係性を前提にしない発想であるとして退けられる。「社会は，契約の結果ではない。人間が存在し，その間に関係が存在するということによってのみ，社会は存在する。人間は，他の人間の境遇と多少とも関係しない行為や思考をもつことはない。したがって，人間の間には必然的に見事に共感（communion）がある。[27]」他方で，社会を一つの有機体として捉え，諸個人はその単なるパーツに過ぎないとする全体主義的発想は，やはり諸個人のなかに埋め込まれた全体との関係性をみないものとして排されなければはらない。「たしかに，社会は組織体であるが，神秘的な組織体ではない。われわれは，その構成員ではなく，そこに生きているのである。たしかに各人は，人類という樹の上の一つの果実であるが，そ

（24） *R.E.*, 109–110.

（25） Maximilien Robespierre, “Déclaration des droits de l’homme et du citoyen, proposée par Maximilien Robespierre,” *Oeuvres de Maximilian Robespierre*, 10 vols., Ivry: Phenix édition, 2000, tome IX, pp.463–469. 樋口謹一訳「人権宣言私案（一七九三年四月二四日）」，河野健二編『資料　フランス革命』岩波書店，1989 年，373–377 頁。

（26） *R.E.*, 111.

（27） *R.E.*, 111.

の果実は，樹の生産物である以上は，それ自体完全で完璧なのである。果実は，樹木そのものであり，果実を生み出した樹木を萌芽として孕んでいる。それは，他の樹木が風の圧力で老いて倒れたとき，代わりに樹木になるだろう。こうして，自然を再生するだろう。このように各人はその内に社会全体を反映している。各人は，一定の方法で，その世紀，民族，世代の表明である。各人は主権者である。各人は権利である。権利は各人のためにつくられるのであり，いかなる権利も各人に打ち勝つことはできない。[28]」

このような関係論的発想で個人と社会の関係を捉えることで，ルルーは自らの社会主義の哲学的基礎を築いたことになる。当初，サン−シモン主義に代表される「社会主義」を批判するものとして書かれたこの「個人主義と社会主義」という論文は，結果として，サン−シモン主義的な全体主義[29]，「絶対的社会主義」に陥らないための，「社会主義」の基礎認識を示したと言えるだろう。1830 年代前半というきわめて初期の段階で「社会主義」への隘路はこのようなパラドクシカルな方法で提示されたのである。

II　ルイ・ブランのフランス革命観

(1)　フランス革命と社会主義

2000 年にパリ第 10 大学（ナンテール）で開催されたコロック「ルイ・ブラン 社会主義と共和国」の記録集が 2005 年に出版された。監修者である歴史学者フランシス・デミエ（Francis Démier, 1945–）は，その序論の冒頭にこう記している。

> 「1882 年 12 月 6 日のルイ・ブラン命日百周年を期して，1983 年，『ル・クーリエ・ド・ラ・レピュブリック（*Le Courier de la République*）』は，『忘れられた百周年』と題する論文を発表した。その論文で，モーリス・アギュロンは，1981 年に政権をとった左派政権が『フランスにおける社会主義思想の最も正統な創設者のひとり』であった人物に対する敬意を怠ったことを当然にも遺憾とした。その訴えはほとんど聞き入れられず，フランソワ・ミッテランの共和国は，正統性を引き出すためにフランス革命を祝おうと尽力する様を見せたが，それに引き換え，1848 年革命の遺産や，ルイ・ブランのような人物が政治的パンテオンにいまだに占めうる場については，控えたままだった。[30]」

---

(28)　*R.E.*, 111.

(29)　cf. Georges Iggers, *The Cult of Authority: The Political Philosophy of the Saint-Simonians*, The Hague: M. Nijhoff, 1958.

(30)　Francis Démier (sous la direction de), *Louis Blanc, un socialiste en République*, Paris: Creaphis, 2005, p.5. なお，ここで言及されている Maurice Agulhon, “Un centenaire oublié,” *Courrier de la république*, no.14, nouvelle série, 1983 (décembre 1984) は，同書に付録として再録されている。Démier, *op.cit.*, pp.187–190.

ここには，フランスにおける「社会主義」の問題が集約的に表現されているように思われる。ひとつには，日本語の「社会主義」とフランス語の ≪socialisme≫ の間には，かなり大きな乖離のあることが指摘されなければならないだろう。それは，言葉の問題というよりも，日本とフランスの歴史的社会的状況の相違に起因する。

本稿の冒頭で「社会主義」がもはや省みられない思想となった旨を述べたが，それは日本のようにアメリカの政治的・経済的・文化的支配度の強い地域に顕著に見られることである。フランスでは，ミッテラン（François Mitterrand，1916–1996）の社会党（Parti socialiste）政権が 1981 年から 2 期 14 年間，1995 年まで続いている。その期間に，東欧革命もソ連解体もあった。政権を下りた後も，フランス社会党は大統領選挙を二分できるほどの大政党であり続けている。日本社会党－社会民主党の凋落ぶりとは大きな差異がある。フランスにおいては，≪socialisme≫ は第五共和政（1958 年–現在）に根を張った思想として生き続けている。

しかし，ミッテラン政権は 1848 年革命をあえて注視することをしない。1848 年革命は，いわば「流産した革命」だった。二月革命によって成立した第二共和政（1848–52 年）は，普通選挙によってルイ・ボナパルト（Louis-Napoléon Bonaparte，1808–73）を大統領として選出し，予想されたとおり，帝政の樹立を目論むルイ・ボナパルトによるクーデタで終わりを告げた。第二共和政のなかにあった社会主義的要素の崩壊は，共和政の失墜よりもなお惨めなものであったかもしれない。二月の臨時政府に閣僚入りし，共和国の社会主義思想を代表する存在だったルイ・ブランは，5 月 15 日事件（民衆デモの議会侵入事件）の責任のかどで失脚し，さらに彼と無縁であった国立作業場（Ateliers nationaux）の失敗もルイ・ブランとその社会主義思想の破綻として喧伝された。[31]「1848 年革命は幾多の令名を破滅させたが，ルイ・ブランほど突然のしかも悲惨な例はほとんどない。その年の初めには革命的民衆の選ばれた代弁者，民主的社会的共和国の首席者であり，その年の終わりには『ルイ・ブラグ（Louis Blague）』，つまりルイ・笑い種，国も政党もない面汚しの亡命者なのである。[32]」ルイ・ブランや 1848 年革命を「共和国の社会主義」の淵源とすることに対する躊躇は，政治的判断として十分にありうることである。

さらに言えば，歴史学の泰斗モーリス・アギュロン（Maurice Agulhon，1926–）が指摘しているように，ルイ・ブランが「フランスにおける社会主義思想の最も正統な創設者のひとり」であるという評価は，フランスにおける「社会主義」がマルクス主義経由のものではない，ということを端的に示している。ミッテランが自らの正統性をフランス革命に見いだすことは，実は，フランスの

（31） 高草木光一「一八四八年におけるアソシアシオンと労働権——ルイ・ブランを中心に」的場昭弘・高草木光一編『一八四八年革命の射程』御茶の水書房，1998 年，参照。

（32） R. B. Rose, “Louis Blanc, Collapse of the Hero,” Eugene Kamenka, F. B. Smith (eds.), *Intellectuals and Revolution: Socialism and the Experience of 1848*, London: E. Arnold, 1979, p.31.

社会主義者がこれまで行なってきたことを踏襲しているに過ぎない。

マチエ（Albert Mathiez, 1874–1932），ルフェーヴル（Georges Lefebvre, 1874–1959），ソブール（Albert Soboul, 1914–1982），ヴォヴェル（Michel Vovelle, 1933–）と続く，フランス革命研究の「正統派」の系譜は，遡ればジャン・ジョレス（Jean Jaurès, 1859–1914）に源流を見いだすことができる。ジョレスは，1902 年のフランス社会党結成，1905 年の統一社会党結成という節目となる政治活動を挟む 1901 年から 1908 年にかけて，『社会主義史 1789–1900』全 12 巻の監修を行ない，自ら，その第 1 巻から第 4 巻まで，つまり 1789 年から 1794 年までのフランス革命史を執筆している。(33) それは，「社会主義」の観点からフランス革命を考察するという試みであると同時に，自らの依って立つ「社会主義」の源泉をフランスの社会と歴史のなかに確認する作業でもあったと言える。

しかし，フランス革命研究は，ジョレスの著作の遥か以前，七月王政期に一斉に出現している。ビュシェ，ルー（Pierre-Célestin Roux-Laverque, 1802–1874）編『フランス革命議会史』，ラポヌレー（Albert Laponneraye, 1808–1849）『フランス革命史』，カベ（Etienne Cabet, 1788–1856）『フランス革命の民衆史』，エスキロス（Alphonse Esquiros, 1812–1876）『山岳派の歴史』，ミシュレ（Jules Michelet, 1798–1874）『フランス革命史』，ラマルティーヌ（Alphonse de Lamartine, 1790–1869）『ジロンド派の歴史』などである。(34) そのなかに，ルイ・ブラン『フランス革命史』全 12 巻（1847–1864）もあった。(35) ジョレスが，近代的社会主義政党結成という歴史的役割を果たしたとしたら，ルイ・ブランは，世界で最初に閣僚入りした「社会主義者」として位置づけられ，その『フランス革命史』もまた，「社会主義」という政治的・哲学的観点からフランス革命を解釈し，自身の思想の淵源を確認するものだった。

---

(33) Jean Jaurès (sous la direction de), *Histoire socialiste, 1789–1900*, 12 vols., Paris: Jules Rouff, 1901–08. Jean Jaurès, *Histoire socialiste de la Révolution française*, Edition revue et annotée par Albert Soboul; Préface par Ernest Labrousse, 7 vols., Paris: Editions sociales, 1968–73. 村松正俊訳『仏蘭西大革命史』全 8 巻，平凡社，1930–32 年。横山謙一「ジャン・ジョレースのフランス革命論」『國學院法学』26 巻 4 号，1989 年。

(34) P.-J.-B. Buchez, P.-C. Roux (éds), *Histoire parlementaire de la Révolution française, ou, Journal des Assemblées nationales, depuis 1789 jusqu'en 1815*, 40 vols., Paris: Paulin, 1834–1838. Albert Laponneraye, *Histoire de la Révolution française, depuis 1789 jusqu'en 1814*, Paris: chez l'éditeur, 1838. Etienne Cabet, *Histoire populaire de la Révolution française: de 1789 à 1830, précedée d'une introduction contenant le précis de l'histoire des Français, depuis leur origine jusqu'aux Etats généraux*, 4 vols., Paris: Pagnerre, 1839–1840. M. A. de Lamartine, *Histoire des Girondins*, 8 vols., Paris: Furne, 1847. Alphonse Esquiros, *Histoire des Montagnards*, 2 vols., Paris: V. Lecou, 1847. Jules Michelet, *Histoire de la Révolution française,* 5 vols., Paris: Chamerot, 1847–1850.

(35) Louis Blanc, *Histoire de Révolution française*, 12 vols., Paris: Pagnerre, 1847–1864.［以下，引用に際しては，*H.R.F.* と略記する。］

(2) ルイ・ブラン『フランス革命史』の課題

七月王政期に出現した一群のフランス革命史研究の一つの焦点は，1789 年と 1793 年をどう関係づけるか，という問題だった。これは革命の解釈の問題であると同時に，解釈する側の思想の問題でもあった。フランス革命からは，制度的な近代主義から社会主義・共産主義まで，何をも引き出すことが可能だった。[36]

ルイ・ブランの立場は，きわめて明確である。「フランス革命と呼ぶ習わしのあるもののなかには，実際には，…完全に区別される二つの革命があることをいま理解しなければはらない。」[37] それが，1789 年の革命と 1793 年の革命である。

『フランス革命史』全 12 巻は，1847 年から 1864 年まで，1848 年革命を挟んで書きつがれることになるが，革命前の七月王政期に出版されたのは，第一巻・第二巻のみである。このうちの第一巻は，フランス革命の「予備的考察」に充てられた巻で，ルイ・ブランの歴史哲学が語られている。[38]

彼は，世界と歴史を分ける三つの大原理が，「権威（authorité）」「個人主義（individualisme）」「友愛（fraternité）」であると言う。「権威」の原理は，信仰や伝統の迷信的な尊重，不平等への依拠など，カトリックが依っていた近代的な原理であり，ルター（Martin Luther，1483–1546）までは優勢だった。ルターによって始められ，発展していった「個人主義」の原理は，現在まで支配的なものである。「個人主義の原理は，人間を社会の外にあるものとして，人間を取り囲むものおよび人間自身の唯一の審判者に人間を任じ，義務を示さずに権利の高揚した感情を与え，人間自身の力に人間を委ね，統治のためにはレセ・フェールを宣言する原理である。」[39] この「個人主義」は，哲学においては「合理主義」，政策においては「権力の均衡」，産業においては「無制限の競争」として具体化される。[40] したがって，ヴォルテール（Voltaire，本名: François-Marie Arouet，1694–1778）やモンテスキュー（Charles-Louis de Secondat，baron de la Brède et de Montesquieu，1689–1755）をはじめとする近代の思想家のほとんどがこの範疇に含まれることになる。個人主義の直接的な利益を受けるのはブルジョワジーであるから，事実上，それはブルジョワジーの階級利害の原理という側面をもつ。

これに対して第三の原理として「友愛」を加え，この三者の葛藤として近代史を描こうとしたところに，ルイ・ブランの独自性がある。「友愛の原理は，大家族のメンバーを連帯的なものとみなして，神の作品である人間の体をモデルにした人間の作品としての社会を将来において組織することを目指し，確信に基づいて，心からの意志的な同意に基づいて，統治の力を打ち立てる原理である」[41]と

---

(36) Jean François Jacouty, “Louis Blanc et la construction de l’histoire,” Démier, *op.cit.*, p.51.
(37) *H.R.F.*, tome I, p.11.
(38) cf. Ann Rigney, *The Rhetoric of Historical Representation: Three Narative Histories of the French Revolution*, Cambridge: Cambridge University Press, 1990, pp.24–25.
(39) *H.R.F.*, tome I, p.9.
(40) *H.R.F.*, tome I, p.109.
(41) *H.R.F.*, tome I, pp.9–10.

定義される。

個人主義に対抗する原理としての「友愛」は，たとえば，ボヘミア出身の宗教改革者ヤン・フス（Jan Hus，1371?–1415）に具現化し[42]，モンテーニュ（Michel de Montaigne，1533–1592）の友人で『自発的隷従論』の著者ラ・ボエシー（Estienne de la Boétie，1530–1563）によって代表されるが[43]，フランス革命のなかでは，「山岳派の思想家によって告げられ，当時嵐のなかに消え，今日ではまだ理想の彼方にしか現れていない[44]。」

89 年と 93 年の問題に戻れば，89 年は「個人主義」の革命であり，93 年は「友愛」の革命であったことになる。「友愛」を一身に具現化したロベスピエールは，フランス革命をブルジョワのための革命から人民全体のための革命へと転化したと評価される。山岳派が提示し，かつ希求したのは「社会権」を構成している思想全体であり[45]，「恐怖政治」も「システム」に由来するものではなく，状況の産物であったとされる[46]。

ロベスピエール人権宣言私案第 28 条「社会の構成員の一人でも抑圧されるときは，社会に対する圧政が存在する[47]」は，「友愛」の象徴的表現である。ルイ・ブランにとって，ジロンド派の原理は「純粋な個人主義」と把握される。「強者と弱者，富者と貧者，賢者と無知者ができる限り自由に，生来の力や獲得した資財の不平等と結びついた機会の多様性をもって行動する枠組みが構築される」こ

（42） *H.R.F.*, tome I, p.14. ヤン・フスについては以下を参照。薩摩秀登「教会改革者と革命——ヤン・フスの教会改革論とその位置づけをめぐって」『一橋論叢』122 巻 4 号，1999 年 10 月。同『プラハの異端者たち——中世チェコのフス派にみる宗教改革』現代書館，1998 年。

（43） *H.R.F.*, tome I, p.91. cf. Estienne de La Boétie, *Discours de la servitude volontaire*, chronologique, introduction, bibliographie, notes par Simone Goyard-Fabre, Paris: Flammarion, 1983. 山上浩嗣訳，『言語と文化』（関西学院大学言語教育研究センター），7 号，8 号，10 号，2004 年 3 月，2005 年 3 月，2007 年 3 月。ラ・ボエシーの研究としては以下を参照。宇羽野明子「フランス人文主義の友愛観への一考察——ラ・ボエシ『自発的隷従論』をめぐって」『大阪市立大学法学雑誌』48 巻 1 号，2002 年 8 月。水嶋一憲「友愛と隷従——ラ・ボエシー『自発的隷従論』の問いをめぐって」『人文学報』（京都大学人文科学研究所）72 号，1993 年 3 月。

（44） *H.R.F.*, tome I, p.10.

（45） cf. *H.R.F.*, tome XII, p.604.

（46） cf. *H.R.F.*, tome X, p.5, tome XII, p.596. なお，ルイ・ブラン『フランス革命史』におけるロベスピエール評価については，次の論文に詳しい。Jean-François Jacouty, “Robespierre selon Louis Blanc,” *Annales historiques de la Révolution française*, no.331, janvier/mars 2003.

（47） Robespierre, *op.cit.*, tome IX, p.468. 訳, 河野編『資料 フランス革命』(前掲), 376 頁。cf. *H.R.F.*, tome VIII, pp.267–268, tome IX, p.8. Louis Blanc, *Le 21 septembre 1792. Discours prononcé au banque de Saint-Mandé, le 26 septembre 1875*, Paris: Librairie du suffrage universel, 1875, p.14. なお，この第 28 条は，1793 年 6 月国民公会で採択された，エロー・ド・セシェル（Marie-Jean Hérault de Séchelles, 1759–1794） 起草の 1793 年憲法「人および市民の権利宣言」第 34 条に引き継がれている。“Déclaration des droits de l’homme et du citoyen, Constitution du 24 juin 1793,” L. Duguit, H. Monnier, R. Bonnard (éds.), *Les constitutions et les principales lois politiques de la France depuis 1789*, 7e éd, Paris, Librairie générale de droit et jurisprudence, 1952, pp.64–65. 富永茂樹訳「一七九三年の人権宣言」，河野編『資料 フランス革命』（前掲），436 頁。

とがジロンド派の理想であり，だから，そこには「人間の顔をした専制主義」もないかわりに，社会的保護の理念も存在しない。それに対して，ロベスピエールとジャコバン派は，「保護すべき弱者，養うべき貧者，救出すべき不幸者がいる場合に，積極的で適切な権力の介入が要請される」という理念をもっていた。「彼らは，ベッドの上で苦痛に呻きながらもんどりうっている病人に，治療もしないのに，治療を受ける『権利（*droit*）』があると知らせることはほとんど意味がないことを知っていた。麻痺患者に認められる歩く『権利』は，手を差し伸べない者の側からはお笑いに過ぎないことを知っていた。[48]」

「個人主義」と「友愛」の原理の対立は，個人的「権利」の体系と社会的「義務」の体系の相違として提示されている。普遍的な相貌を呈する個人的「権利」の体系は，現実には「強者」「富者」「賢者」を利するだけであり，「弱者」「貧者」「無知者」はかえってそれによって貶められる。

(3)「友愛」と排除なきシステム

ルイ・ブランが一貫して告発し続けたのは，「権利」の欺瞞性だった。フランス革命は「自由」を宣言し，これは近代の基本的原理となった。しかし，その「自由」は普遍的・抽象的な「権利」の枠内に押さえ込まれたものであり，その「権利」をすべての人が行使できるわけではない。むしろ，現実的には「権利」を行使できるのはほんの少数者であるに過ぎない。とすれば，「権利」としての「自由」の宣言は，事実上の「不自由」の宣言であることになってしまう。「自由」は「力（pouvoir）」でなければならない，とルイ・ブランが言うとき，「自由」である「権利」の行使が全員に保証されるようなシステムの構築が要請されているのである。[49]

18 世紀の普遍的思考が批判される背景には，19 世紀における工業化の進展に伴う貧富の差の拡大という現実がある。フランスでは，1830 年代に入って以降とくに都市貧民の問題が大きくクローズアップされてきた。[50] もはや怠惰や無気力といった個人的原因に帰せられないような貧困が社会層を形成しつつあるという現実があった。しかし，おそらくそれ以上に重要な原理的問題は，「能力」をどう取り扱うかということだった。

たとえば，サン−シモンは，近代の最大の指標を「出生による不平等の撤廃」であると考え，「身

(48) *H.R.F.*, tome IX, pp.10–11.

(49) cf. Louis Blanc, “Catéchisme des socialistes (1849), ” *Questions d’aujourd’hui et de demain*, tome V, p.214.

(50) cf. Eugène Buret, *De la misère des classes laborieuses en Angleterre et en France: de la nature de la misère, de son existence, de ses effets, de ses causes, et de l’insuffisance des remèdes qu’on lui a opposées jusqu’ici: avec l’indication des moyens propres à en affranchir les sociétés*, Paris: Paulin, 1840. Louis-René Villermé, *Tableau de l’état physique et moral des ouvriers employés dans les manufactures de coton, de laine et de soie*, 2 vols., Paris: J. Renouard, 1840, reimp., Paris: Editions d’histoire sociale, 1979. Adolphe Blanqui, *Des classes ouvrières en France, pendant l’année 1848*, Paris: Pagnerre, 1849.

分」に代わって「能力」が近代社会の原理になると考えた。近代社会は，生産力水準の上昇による富の一般的享受が共通の目的として設定される社会であり，したがって，その富を最大化しうるような「能力」の最適配分の問題が「生産の科学（la science de la production）」として要請されることになる。[51] サン－シモンにとって「能力の不平等」という問題は「位階制」によって解消されるものとされ，「各人にはその能力に応じて，各能力にはその仕事に応じて」[52] がのちにサン－シモン主義のスローガンとなっていく。

ルイ・ブランには，この「能力の不平等」こそが近代の核心部分であると認識されている。「平等とは何か?」という問いに対して，彼は，「すべての人間にとって，不平等な能力の平等な発展，不平等な必要の平等な満足である」と答えている。「すべての人間は，身体的能力においても，知性においても平等ではない。誰も，同じ嗜好，同じ趣味，同じ才能をもっているわけではないし，ましてや同じ顔や同じ背丈をもっているわけではない。各人ができるかぎり完全に，自分が自然から受け取った能力を他者の幸福のために利用し，できるかぎり完全に，自然が与えた必要を自分自身の幸福のために満たすことが，正当なことであり，一般的利害に適うことであり，より高い連帯の原理と自然法に適合的なことである。」[53] 生産力の担い手になりえない身体障害者や精神障害者を想起してみればただちにわかるとおり，能力・成果主義は必然的に一定の構成員の「排除」の論理として作動する。それゆえサン－シモンやサン－シモン主義者のような楽天的な発想は排されなければならなかった。ルイ・ブランがロベスピエール人権宣言案第 28 条を評価するのは，ここにサン－シモン的発想を乗り越える発想の原点が見いだせるからに他ならない。

晩年のサン－シモンは，自らのシステムの不備を埋めるべく，「最も多数で最も貧しい階級の身体的・道徳的境遇の改善」[54] のために能力・成果主義とは異なる別の原理を導入することを示唆していたが，その二つがどのように連関しうるのかについてはついに語られることはなかった。[55] ルイ・ブランは，「排除」なきシステムの構築のために，サン－シモンとは異なる原理を採用する。それが，『労働の組織』の末尾に置かれた「才能（aptitude）の不平等は権利の不平等に帰着するのではない。

（51） Saint-Simon, “L’industrie, ou Discussions politiques, morales et philosophiques, dans l’intérêt de tous les hommes livrés à des travaux utiles et indépendans, tome second,” *Oeuvres de Saint-Simon*, tome I-B, p.188. 森博訳「産業 第二巻」，『サン－シモン著作集』第 2 巻，348 頁。cf. Isiah Berlin, *Four Essays on Liberty*, London: Oxford University Press, 1969, p.118, 小川晃一ほか訳『自由論』新装版，みすず書房，1979 年，297–298 頁。

（52） *Doctrine de Saint-Simon, Exposition, Premières années, 1829*, nouvelle édition publiée avec introduction et notes par C. Bouglé et E. Halévy, Paris: M. Rivière, 1924, p.94.

（53） Louis Blanc, “Le catéchisme des socialistes(1847), ” *Question d’aujourd’hui et de demain*, tome V, Paris: E. Dentu, 1884, pp.214–215.

（54） Saint-Simon, *Nouveau christianisme: Dialogue entre un conservateur et un novateur*, Paris: Bossange père, 1825, p.4. 森博訳「新キリスト教――保守主義者と革新者との対話」，『サン－シモン著作集』第 5 巻，246 頁。

（55） 高草木「サン－シモン」（前掲），参照。

義務の不平等に帰着する[56]」という原理である。能力の最適配分に関してはサン−シモン主義に準ずるとしても，成果主義には真っ向から対立する。高い能力を授かった者は，それだけ社会に対して多くの義務を負っている。各人の義務はその能力によって個別に内的に規定される。だから，外的に現れた成果を一律の基準で計り，報酬に比例させることは根本的に誤っていることになる。「成果主義」の対極にある「絶対平等賃金」の理念[57]を 彼が掲げたことの背景には，このように「義務」の体系によって労働世界を再編するという意図が込められていた。

III　社会主義と「アソシアシオン」——ルソーとルイ・ブラン

(1)　ルソーの位置

「アソシアシオン」という概念は，七月王政期のフランスを席巻した。労働者の団結を禁じたル・シャプリエ（Le Chapelier）法[58]の 網の目をかいくぐって「労働者アソシアシオン」を創設し，「賃金労働者」から「共同オーナー」へという構想は，零落しつつあった熟練労働者層を強烈に引きつけるものだった。当時さまざまな思想家・運動家によって提示された社会改革プランの数々はどれも「労働者アソシアシオン」を何らかのかたちで取り込んでいる[59]。その「労働者アソシアシオン」

(56)　Louis Blanc, *Organisation du travail*, Paris: Prévot, [1840], p.131. *Organisation du travail. Association universelle. Ouvriers. Chefs d'ateliers. Hommes de lettres*, [Paris]: Administration de librairie, 1841, p.93. *Organisation du travail*, cinquième édition, revue, corrigée et augmentée d'une polémique entre M. Michel Chevalier et l'auteur, ainsi que d'un appendice indiquant ce qui pourrait être tenté dès à présent, Paris: Bureau de la Société de l'industrie fraternelle, 1847, p.118. *Organisation du travail*, neuvième édition, refondue et augmentée de Chapitre nouveau, Paris: Bureau du Nouveau Monde, 1850, p.81.

(57)　cf. Rémi Gossez, *Les ouvriers de Paris: l'organisation, 1848–1851*, Paris: Société d'histoire de la Révolution de 1848, 1968, pp.230–231. ルイ・ブランは，一八四八年革命後は，絶対平等賃金を過渡的な方策とし，「能力に応じた労働配分，必要に応じた成果の分配」が真の友愛の原理であると述べている。Louis Blanc, "Le catéchisme des socialistes," *Question d'aujourd'hui et de demain*, tome V, pp.215–216.

(58)　"Rapport par Le Chapelier sur les assemblées de citoyen du même état à la séance du mardi 14 juin 1791 de l'Assemblée nationale," *Archives parlementaires de 1789 à 1860, recueil complet des débats législatifs & politiques des Chambres françaises*, Premières séries (1789 à 1799), tome XXVII (du 6 juin au 5 juillet 1791), Paris: P. Dupont, 1887, p.210. 石井三記訳「ル・シャプリエ法（一七九一年六月一四－一七日）」，河野健二編『資料 フランス革命』，256–258頁。cf. Alain Pléssis (sous la direction de), *Naissance des libertés économiques: liberté du travail et liberté d'entreprendre: le décret d'Allarde et la loi Le Chapelier: leurs conséquences, 1791–fin XIXe siècle*, préface de Domonique Strauss-Kahn, avant-propos de Roger Martin: introduction de Christian Stoffaës, organisation du colloque, Philippe Muller Feuga, Monique Marcland de Montremy, Paris: Institut d'histoire de l'industrie, Ministère de l'industrie, 1993.

(59)「七月王政期，アソシアシオンという言葉は，ラディカル派であろうと社会主義者であろうと左派のすべての集団を引きつけ，メシア的公式という効果をもった。」(Leo A. Loubère, *Louis Blanc: His Life*

概念は，サン－シモン派脱退後のビュシェによって最初に定式化されたものであり[60]，サン－シモン主義者の共同著作である『サン－シモンの学説解説』に現れた「普遍的アソシアシオン（assocation universelle）」構想[61]を改変して労働運動のなかに応用したものだった。

サン－シモン主義者たちは，「協同性」が全面的に開花した社会，つまり鉄道網や信用制度の整備によってヒト・モノ・カネが自由に交通する社会，そして相続財産の没収によって「出生による不平等の撤廃」が実現される，勤労者（travilleurs）のみによって構成される社会を「普遍的アソシアシオン」と呼び，この構想はフランスだけではなくヨーロッパに大きな影響力をもった。その原型はサン－シモンの著作に求めることができるが，サン－シモンは，ルソー（Jean-Jacques Rousseau, 1712–78）『社会契約論』における「アソシアシオン」の批判というかたちで，自らの「アソシアシオン」概念を説明している[62]。

もちろん「アソシアシオン」は多義的であり，心理学上の「連合」であれば，ホッブズ（Thomas Hobbes, 1588–1679），ロック（John Locke, 1632–1704），ヒューム（David Hume, 1711–1776）という系譜を描くことができるだろう[63]。また，ルソー以前にも，慈善家のシャムッセ（Claude-Humbert Piarron de Chamousset, 1717–1773）によって「アソシアシオン」は具体的な相互扶助組織の構想として提起されてもいる[64]。しかし，サン－シモンのルソー批判が端的に示しているように，社会構

---

and his Contribution to the Rise of Jacobin Socialism, Evanston: Northwestern University Press, 1961, p.18.）

（60） [P.-J.-B. Buchez], “Moyen d’améliorer la condition des salariés des villes,” *Journal des sciences morales et politiques*, le 17 décembre 1831. 谷川稔訳「都市賃金労働者の境遇を改善するための方策」，河野健二編『資料フランス初期社会主義——二月革命とその周辺』平凡社，1979 年，88–95 頁。

（61） *Doctrine de Saint-Simon,* pp.253–254. 野地洋行訳『サン－シモン主義宣言——『サン－シモンの学説・解義』第一年度，1828–1829』木鐸社，1982 年，105 頁。

（62） Saint-Simon, *Suite des travaux ayant pour objet de fonder le système industriel: Du contrat social*, Paris: Chez les marchands de nouveautés, 1822, pp.5–14. 森博訳「社会契約論——産業体制の樹立を目的とした著作の続編」，『サン－シモン著作集』第 4 巻，410–415 頁。

（63） cf. Louis Ferri, *La psychologie de l’association depuis Hobbes jusqu’à nos jours (Histoire et critique)*, Paris: Librairie Germer Baillière et Cie, 1883.

（64） cf. *Oeuvres complètes de M. de Chamousset: contenant ses projets d’humanité, de bienfaisance et de patriotisme,* précédées de son éloge, dans lequel on trouve une analyse suivie de ses ouvrages, par M. l’abée Cotton Des-Houssayes, Paris: impr. de Ph.-D. Pierres, 1783. André Lichtenberger, *Le socialisme au XVIIIe siècle: Etude sur les idées socialistes dans les écrivans français du XVIIIe siècle avant la Révolution*, Paris: F. Alcan, 1895, pp.325–335. 野沢協訳『十八世紀社会主義』法政大学出版局，1981 年，277–284 頁。F. Martin-Ginouvier, *Un philanthrope méconnu du XVIIIe siècle: Piarron de Chamousset, fondateur de la petite poste, précurseur des sociétés de secours mutuels*, Paris: Dujarric, 1905. Gertrude L. Annan, “A Plan for Hospitalization Insurance Devised by Piarron de Chamousset, 1754,” *New York Academy of Medicine Bulletin*, Ser. 2, vol.20, No.2, 1944.

想の原理として「アソシアシオン」を概念的に用いたのはルソー『社会契約論』と見てよいだろう。

七月王政期の「アソシアシオン」思想の代表的存在のひとりであるルイ・ブランは，『フランス革命史』において，ルソーをロベスピエールと一体的に評価し，「友愛」の革命の淵源となった思想はルソーであると言う。[65]「個人主義」が支配する 18 世紀フランスの思想界において，ルソーはほぼ孤立した存在として描かれている。ルソーにおいては，その時代の精神とすべてが対照的であり，時代の主流であったダランベール（Jean Le Rond d'Alembert，1717–1783），コンディヤック（Etienne Bonnot de Condillac，1715–1780），ディドロ（Denis Diderot，1713–1784）といった百科全書派の思想は，結局のところ何らルソーに資するところはなかった。ルソーは，未来の名において個人主義の哲学を攻撃する。[66]

「彼〔ルソー〕は，近代社会主義の先駆者となるはずだった。それは不幸でもあり栄光でもあった。[67]」これは，ルソーに対する最大限の評価であると言ってもいいだろう。ルソーは，93 年の思想を用意した 18 世紀フランス唯一の思想家として 19 世紀の思想に直接に連結する。ルソーの思想は，ルイ・ブラン自身の「社会主義」へと投影される原像としての意義をもつことになる。

『人間不平等起原論』（1755 年）は時代の思想に対する宣戦布告であり，ルイ・ブランはこれを「論理と雄弁の逆りで比類なきもの」としたうえで，ここではもはやブルジョワジーの解放が問題ではなく，「市民の新しい秩序が提示され，世界に地位を要求している[68]」と評価する。

周知のように，この著作は，第一部において「森のなかの孤立人」に象徴される「自然状態」が描かれ，第二部では，土地の私的所有から社会が形成され，その後不平等が拡大される過程が叙述されている。「自然状態」がきわめて素朴なものとして描かれるのに対して，私的所有以後の「社会状態」は，富者と貧者の対立から強者と弱者の対立へ，合法的な権力から恣意的な権力へという趨勢をもつものとして示される。私的所有こそが，不平等拡大の歴史の原点だった。

> 「『こんないかさま師の言うことなんか聞かないように気をつけろ。果実は万人のものであり，土地は誰のものでもないことを忘れるなら，それこそ君たちの身の破滅だぞ』とその同胞たちに向かって叫んだ者がかりにあったとしたら，その人はいかに多くの犯罪と戦争と殺人とを，またいかに多くの悲惨と恐怖とを人類に免れさせてやれたことであろう。[69]」

この激烈な文言は，「社会主義」の言葉とも見なしうる。ルイ・ブランは，所有形態は場所と時間に

---

(65) *H.R.F.*, tome II, p.1. *H.R.F.*, tome VIII, p.267.

(66) *H.R.F.*, tome I, pp.397–398.

(67) *H.R.F.*, tome I, p.399.［角括弧内は引用者］

(68) *H.R.F.*, tome I, p.459.

(69) Jean-Jacques Rousseau, "Discours sur l'origine et les fondemens de l'inégalité parmi les hommes," *Oeuvres complètes de Jean-Jacques Rousseau*, Paris: Gallimard, Bibliothèque de la Pléiade, tome III, 1964, p.164. 本田喜代治・平岡昇訳『人間不平等起原論』岩波文庫，1972 年，85 頁。

よって変化するものであり，現在の所有形態は普遍的なものではないというコンテクストのなかで，このルソーの言葉に言及し[70]，これを，現存とは異なる所有形態の可能性を示唆するものとして捉えている。ルソー自身のなかにも，平等への憧憬が私的所有への批判と一体となって存在していると言ってよい。しかし，それはもちろん過去や自然への回帰を志向するものでないこともたしかである[71]。ルソーは，不平等と私的所有の発生が，文明社会の必然であり，それを回避することができないことをはっきりと認識している。「一人の人間が他の人間の援助を必要とするやいなや，またただ一人のために二人分の貯えをもつことが有効であると気づくやいなや，平等は消え失せ，私的所有が導入され，労働が必要となった[72]。」問題は，不平等や私的所有を廃絶することではなく，それを手なづけ，均衡させる方法を見いだすことである。『人間不平等起原論』の 7 年後に書かれる『社会契約論』（1762 年）は，したがって，否定的に描かれた「社会状態」を「社会契約」の論理によってつくりかえるという課題を負うことになる。

(2) ルソーにおける「アソシアシオン」と所有

ルソー『社会契約論』は，「アソシアシオン」論として読むこともできる。ルイ・ブランは，この著作を「アソシアシオン」論の観点から評価し，ルソーの「アソシオシオン」が個別性を保証する契機をつくることを通して，逆に関係性を構築するものであることを確認する。「ルソーは，…アソシアシオンによってのみ自由に向った」「ルソーは，アソシアシオンという規範（code）をつくることで，個人に真の保証を与え，すべての人間を平等に幸福と自由へと導きうる唯一の道をつけた[73]。」

ルソーが「社会契約」について説明した次の箇所は，そのまま「アソシアシオン」の基礎理論になっているとも言える。

> 「『各構成員の身体と財産を，共同の力のすべてをあげて守り，保護するような，アソシアシオンの一形式を見いだすこと。そしてそれによって各人が，すべての人々と結びつきながら，しかも自分自身にしか服従せず，以前と同じよう自由であること。』これこそ根本的な問題であり，社会契約がそれに解決を与える[74]。」

ホッブズやロックの「社会契約」と異なり，ルソーの政治的共同体には「外部」や第三者は存在

---

(70) Louis Blanc, *Le socialisme: Droit au travail: Réponse à M. Thiers*, Paris: Michel Levy, 1848, p.18.

(71) 「自然状態において正しいことがどこまで社会状態において正しいか，したがって，自然状態がどこまで社会状態の模範となるべきかということを，ルソーは一度としてはっきり言ったためしはない。」（Lichtenberger, *op.cit.*, p.141. 訳，124 頁。）

(72) Rousseau, “Discours sur l’origine et les fondemens de l’inégalité parmi les hommes,” *Oeuvres complètes,* tome III, p.171. 訳，95 頁。

(73) *H.R.F.*, tome I, p.460, pp.462–463.

(74) Rousseau, “Du contrat social, ou Principes du droit politique,” *Oeuvres complètes,* tome III, p.360. 桑原武夫・前川貞次郎訳『社会契約論』岩波文庫，1954 年，29 頁。

しない。自由で平等な主体として措定される各構成員は，契約以前にもっていたものを共同体に全面譲渡するが，共同体内には構成員以外存在しないのだから，この全面譲渡は結局全面獲得となって現れる。というよりも，ここでは現実の「移動」は何も起こっていない。[75] この「手続き」に意味があるとすれば，「アソシアシオン」という装置によって「全体意志（volonté de tous）」とは異なる「一般意志（volonté générale）」が形成され，政治的共同体がその指導下に入るということである。この「架空」の手続きのバランスシートは，「社会契約によって人間が失うもの，それは彼の自然的自由と，彼の気をひき，しかも彼が手に入れることのできる一切についての無制限の権利であり，人間が獲得するもの，それは市民的自由と，彼のもっているもの一切についての所有権である」[76] と説明されるが，それは，所有権が一般意志による承認と監視によって社会的に確立することを意味するだろう。

この点は，先行するロックの所有権論とは明確に異なっている。ロック『統治論』（1690 年）においては，所有権は自然状態において自然権として存在する。「神が人類に共有物として（in common）与えたもの」の一部を自己のものにするという行為は，自己労働に基づくものでなければならず，その他にも制限が課されていた。「自然」という全体から切り取る行為は，全体との関連への顧慮を伴うものではあったが，しかし「全共有者の明示的な契約もなしに」[77] 自然状態において所有権は発生するのであり，その社会契約の目的は，所有権の確立ではなく，既に存在している所有権の保全であるに過ぎない。

私的所有は不平等をもたらす。しかし，社会は私的所有によってつくられる。私的所有は，社会を堕落させる可能性をもちながらも，社会の基礎でありつづける。そのジレンマの回避のためにつくられた装置が「アソシアシオン」であり，これは，個と全体との間の平衡装置であると見なすことができる。ピエール・ルルーの場合は，個人と社会の関係は，「社会的なるものをビルトインしている個人」という認識に裏付けられるが，個人をまずはアトムと措定する契約論においては，個人のなかに「社会的なるもの」は予め想定することはできない。「個人主義」を乗り越え，しかも個人を全体に埋没させないために，「アソシアシオン」という平衡装置が論理的に要請されたのだった。

ところが，一般意志という振り子は，状況に応じて二極のうち「全体の極」にも「個の極」にもなびきうる。個人の自然権に属する「生命」の保有権までもが，[78] 特殊な状況のなかでは，誤ることのない一般意志の命令によって共同体に委ねられるのである。

「さて，市民は，法によって危険に身をさらすことを求められたとき，その危険についてもは

（75） *Ibid.*, p.364. 訳，36 頁。

（76） *Ibid.*, p.375. 訳，53 頁。

（77） John Locke, *Two Treatises of Government*, A Critical Edition with an Introduction and Apparatus Criticus by Peter Laslett, Cambridge: Cambridge University Press, 1960, pp.304. 加藤節訳『統治二論』岩波書店，2007 年，211 頁。

（78） cf. Rousseau, “Du contrat social,” *Oeuvres complètes,* tome III, pp.355–358. 訳，20–27 頁。

や云々することはできない。そして統治者（le Prince）が市民に向って『お前の死ぬことが国家（l'Etat）に役立つのだ』というとき，市民は死なねばならぬ。なぜなら，この条件によってのみ彼は今日まで安全に生きて来たのであり，また彼の生命はたんに自然の恵みだけではもはやなく，国家からの条件つきの贈物なのだから。[79]」

とすれば，自然権によって基礎づけられてもいない私的所有は，一般意志の承認と監視を受けるだけにとどまらない。私的所有は，つねに共同体との緊張関係のなかにあるのだから，ここでの所有形態は私的所有と共同体所有の二重構造として捉えることも，論理的には可能だろう。

ルソーと「社会主義」の関係という問いに立ち返ってみれば，問われているのはルソーが「社会主義者」あるいは「社会主義の先駆者」であるかどうかではなく，「社会主義」をどう解釈するか，である。「社会主義」が私的所有と単純に対立する集団的所有，国家的所有に基礎を置く思想であると捉えれば，ルソーを社会主義者と解釈する余地は残されてはいるものの，そう断定することは難しい。「社会主義者」を，「社会変革に専心するすべての思想家」「個人主義を批判し，非難するすべての思想家」（ルルー）と捉えれば，ルソーはその先駆者になりうる。

実は，19 世紀フランスに叢生した「社会主義」と呼ばれる思想群は，私的所有の否定を基準にすると，ほとんどが「社会主義」の枠組みから漏れてしまう可能性がある。むしろ「アソシアシオン」の系譜で捉え返すことによって，「社会」主義の歴史はルソーからサン−シモンを経て 1848 年革命まで，「個人」と「社会」に関して共通の問題意識をもった広範な思想家たちを糾合することができるのである。

(3) ルイ・ブランの社会主義

ルイ・ブランの「社会主義」は，しばしば「国家社会主義」と評される。[80] 彼の『労働の組織』においては，「社会的作業場（ateliers sociaux）」の構想は，自立的な「労働者アソシアシオン」をベースにしたものであるとは言え，国家の保護と監視を受けるものとして措定されていた。自立的な運動のままでは社会システムを構築することはできないし，また，国民「全体」を覆い尽くすネットワークは不可能だからである。たとえば，ビュシェ派のフゲレ（Henri Feugueray，1813–1854）は，「労働者アソシアシオン」を「大きな家族（une grand famille）」「小さな祖国（une petite patrie）」にたとえて，内部の確かな関係性を強調するが，そこには大きな陥穽がある。「家族」や「祖国」は，選択の余地のない「強制的」な集団であるから，契約関係は存在しないし，構成員であることに何

---

(79) *Ibid.*, tome III, p.376. 訳，54 頁。

(80) Maxime Leroy, *Histoire des idées sociales en France*, tome II, De Babeuf à Tocqueville, Paris: Gallimard, 1950, p.455. Elie Halévy, *Histoire du socialisme européen*, rédigée d'après des notes de cours par un group d'amis et d'élèves, Paris: Gallimard, 1948, nouvelle édition revue et corrigée, 1974, pp.84–86.

の資格も求められない。ところが「労働者アソシアシオン」は定款と契約によって成り立つ団体である。新規メンバーの認可には「いかなる資金の出資も要請してはならない」としても多数者の投票と同意が必要であり，除名措置もある。[81] もちろん生産能力のない高齢者や障害者が参加することはありえない。ルイ・ブランの構想では，公共性を担保した国家が役割を担うことは必然的なことだった。だから，その「国家社会主義」をもって，彼が私的所有に代わる国家所有を主張していたと考えることは適切ではない。

先述したように，ルイ・ブランは現存の所有形態が普遍的なものであるとは認めていない。未来の社会の原理は,「能力に応じて生産し，必要に応じて消費する（PRODUIRA SELON SES FACULTES ET CONSOMMERA SELON BESOINS）」[82] という公式のうちに示され，そこでは，所有権の概念は根底から問い直されることになるだろう。しかし，ルイ・ブランは，当面の所有権の問題を，1848 年における「労働権（droit au travail）」を批判したティエール（Louis-Adolphe Thiers，1797–1877）[83] に対する返答として『社会主義，労働権，ティエールへの返答』（1849 年）という著作のなかで展開している。ティエールの論理にしたがって導き出される公理として,「労働に基づかない所有はその基礎をもたず，不正である」「所有に達しない労働は何の補償もなく，抑圧である」の二つを挙げる。[84]

所有権が労働によって基礎づけられる自然権であるとするロック以来の論理について，ルイ・ブランは次のように言う。「ティエール氏は，所有を『権利』と呼び，そしてその権利を社会に本質的なもの，人間的自然に固有なものと宣言するが，私はこれには逆らわないつもりだ。たしかに，人間は外的な対象を取得することによってしか生きていくことはできない。…たしかに，所有権は自然権である。それを認めることが重要である。」[85] ルソーは，ロックの所有権論を批判的に捉え，自然権としての所有権が不平等の必然的拡大をもたらしたという認識をもって，一般意志によって所有権を基礎づけることを試みた。その「アソシアシオン」の論理,「社会契約」の論理を，ルイ・ブランはまったく理解していないようにも見える。

おそらく，ルイ・ブランは敵の内的矛盾を衝くという戦略をとっていた。ブルジョワ的所有権を原理的に認めれば，そこに必ず齟齬が生じる。そこから切り返しを図るという戦略である。まずは,「自己労働に基づく所有」という原理が現存社会において貫徹されているのかという問題がある。実際には，ある人間の所有の源泉は，他人の労働に他ならないのだから，現存社会の「所有」は原理

（81） H. Feugueray, *L'association ouvrière, industrielle et agricole*, Paris: Gustave Havard, 1851, p.4.

（82） Louis Blanc, "Le catéchisme des socialistes," *Question d'aujourd'hui et de demain*, tome V, p.215.

（83） Louis Adolphe Thiers, *Discours prononcé à l'Assemblée nationale sur le droit au travail par M. Thiers*, Paris: Michel Levy, 1848.

（84） Louis Blanc, *Le socialisme: Droit au travail: Réponse à M. Thiers*, pp.19–20.

（85） *Ibid.*, pp.24–26.

からの逸脱として批判されなければならない。それが「労働に基づかない所有はその基礎をもたず，不正である」という第一の公理となった。

第二の公理である「所有に達しない労働は何の補償もなく，抑圧である」は，さらに深刻な問題，つまり原理そのものが抱える矛盾を露呈させる。「所有権は人間的自然に固有のもの」とするティエールの論理を逆手にとって，「所有をもたないすべての人間は，人間的自然に本質的なものを欠いているのだから，人間の条件の枠外に置かれることは明らかである[86]」と応酬する。そこから，労働に基づく所有を貫徹させるための「アソシアシオン」の必要が説かれることになる。すべての人間が人間的自然に相応しくあるためには，結局，「労働手段の使用を徐々に一般化するような社会的諸制度を確立すること」が必要になってくる。つまり，「個人主義に基づく現存の体制ではなく，アソシアシオンに基づく体制に代えること」が，賃金労働者からアソシエ（associés）へという転換が起こらなければならない[87]。ティエールたちが前提にしている「自己労働」による「自己所有」という論理を内部からくつがえし，「集団的労働」に基づく「集団的所有」という刷新的な認識がここに演繹される。ルイ・ブランの論理展開は，ロック的な所有権論の枠組みから出発して，その枠組みをつくりかえることにあった，と言えるだろう。

しかし，こうした論理の展開は，少なくとも当面の問題としては，敵対する「個人主義」の原理を是認することを含んでいる。「社会的作業場」の構想には資本家の参加も想定されていたし，そもそも彼の「個人主義」批判のなかには「階級闘争」的視点はまったくない。「個人主義」体制から「アソシアシオン」体制への移行は，国民全体にとって共通の利益であると説かれ，したがって「階級融和」「階級和解」の方向が強く示唆されている[88]。フランス革命のなかに現れたジロンド派の「個人主義」とジャコバン派の「友愛」についても，「当時は敵として考えられていたが，その関係は未来が発見するだろう[89]」と二つの原理の「和解」の可能性を示唆し，最終巻（第 12 巻）の結論部分では，「この二つの概念は，矛盾しているどころか，互いに補完しあう性質をもっていた[90]」とまで述べている。

ルイ・ブランの「社会主義」に対する評価は，マルクス主義が隆盛であったときには，その非階級闘争的な発想が批判されることが多かったが，むしろその複線的なものの「和解」という発想こそが実は現代的課題に適合的であると言えるかもしれない。敵対関係を補完関係に置き換え，異なるシステムの両立を図りながら未来を見据えるというルイ・ブランの発想は，おそらく「不幸」でもあったが，「栄光」にもなりうるだろう。

（86） *Ibid.*, p.25.
（87） *Ibid.*, p.26.
（88） Louis Blanc, *Organisation du travail*, [1840], pp.12–13, 1841, p.7, 1847, pp.26–27, 1850, p.23.
（89） *H.R.F.*, tome IX, p.5.
（90） *H.R.F.*, tome XII, p.604.

「アソシアシオン」の思想という観点に立ってみると，ルイ・ブランの思想はその中央に位置づけられる。『労働の組織』に 20 年以上先立ってラボルド（Alexandre de Laborde，1773–1842）が著した『アソシアシオンの精神』（1818 年）は好評を博し[91]，サン－シモンもこれに言及している[92]。ラボルドは，「アソシアシオン」と「コルポラシオン（corporation）」を「公共性」と「排他性」という対比的な関係で捉え，「アソシアシオンの精神」を次のように説明する。「労働に有利な諸制度，労働を形成する諸原理の中で，他のすべての諸制度・諸原理 を包含するように思われるもの，それが『アソシアシオンの精神（l'*Esprit d'association*）』である。これは，互いに助け合い，保護し合うために，自分たちの利益を直接的に調停するために，同じ目的に向っている無数のサークルや区域において，能力の発展や安楽と富の一般的増大を分け合うために，全階級間の関係を確立する[93]」。

サン－シモンやサン－シモン主義者に先立って，ラボルドが明らかにした「アソシアシオン」概念は，「和解」の論理で成り立っている。「アソシアシオン」は，社会構想であると同時に，きわめて実践的な社会変革の思想でもあったために，現実的な「和解」のあり方がその中心的課題として据えられるのである。

おわりに

19 世紀フランス社会主義を「アソシアシオン」概念によって読み返していくという作業は，ルソーからマルクスまでの思想史の流れを「アソシアシオン」の系譜のなかに捉え，「社会主義」そのものを相対化していくという試みでもある。この系譜のなかには，ラボルドやトクヴィル（Alexis de Tocqueville，1805–1859）のように，「社会主義」とはおよそ無縁な思想家が重要な一翼を占めることになる。ここでは，光と陰が逆転したかのように，これまで隠れていたルイ・ブランの「和解」の発想が表に現れてくる。「アソシアシオン」の思想家はなお多様であり，近代の原理と社会の変革をめぐって「アソシアシオン」概念を軸に交わされた議論は広範な分野に渡る。その意味では，19 世紀フランス社会主義の思想的資源は，21 世紀になったいまでも，十分に使い尽くされているとは言えない。

（91） cf. Adolphe Blanqui, *Histoire de l'économie politique en Europe: depuis les anciens jusqu'à nos jours; suivie d'une bibliographie raisonnée des principaux ouvrages d'économie politique*, 2 vols., Paris: Guillaumin, 1837, troisième édition, 1845, tome II, pp.258–261. 吉田啓一訳『欧州経済思想史』全 2 巻，創元社，1952 年，下巻，200–202 頁。

（92） Saint-Simon, "Catéchisme des industriels," *Oeuvres*, tome IV-A, p.171. 森博訳「産業者の教理問答」，『サン－シモン著作集』第 5 巻，108 頁。

（93） Alexandre de Laborde, *L'esprit d'association dans tous les intérêts de la communauté, ou Essai sur le complément du bien-être et de la richesse en France par le complément des institutions*, Paris, 1818, p.vi.

そうした「再読」は，今日的課題への対応という側面をもつ。生命科学，先端医療の驚異的な発展によって現代が直面している「いのち」をめぐる諸問題は，脳死・臓器移植にしろ再生医療にしろ，それ自体としてはまったく新しい問題ではあるものの，それを考える緒（いとぐち）は思想史上の議論のなかに求めることができる。「いのち」は誰のものかという問いは，古代ギリシア以来連綿と続いているものであり，社会主義や共産主義の「所有」の問題はそうした「いのち」論のなかに組み込むこともできる。「いのちの救済」と「いのちへの侵犯」の一体的展開はすぐれて現代的なものであるとはいえ（本小特集「序」を参照），それを解明する手がかりは，近代の諸原理とそれに対する批判的応答のなかにおそらく隠されている。人間が可死的存在であり，いかなる救命も暫定的なものでしかないことを前提にすれば，問題の大きな社会的コンテクストは，実はそれほど劇的に変化しているわけではない。目指すべき「いのちの歴史学」の重畳的展開のために，思想史の果たす役割は大きいと考える。

（経済学部教授）